

伊勢市役所からのお知らせ

伊勢市役所課税課固定資産税係 (Tel.0596-21-5532)

償却資産（固定資産税）のご案内

◆ 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

資産の種類別の主な償却資産の例

資産の種類	内 容
構 築 物	アスファルト舗装、塀、看板、屋外給排水設備、庭園（緑化施設）、受変電設備等
機 械 及 び 装 置	各種産業用機械、クレーン等建設機械、機械式駐車設備等
船 舶	ボート、釣舟、漁船、遊覧船等
航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車に該当する建設機械（車両）、貨車等
工具・器具及び備品	パソコン、LAN設備、陳列ケース、ルームエアコン、厨房用品、応接セット等

※ ただし、次の資産は申告の対象外です。

1. 自動車税・軽自動車税の対象となる資産（小型フォークリフト等）
2. 無形減価償却資産（漁業権、特許権、ソフトウェア等）
3. リース契約等により借り受けている資産
4. 耐用年数が1年未満又は取得価額10万円未満で、税務会計上、固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
5. 取得価額が20万円未満の償却資産を税務会計上3年間で一括償却しているもの

◆ 国税との主な違い

項 目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	固定資産評価基準に定める率（旧定率法と同じ）	定率法、定額法の選択制度（平成19年3月31日以前に取得した資産は旧定率法、旧定額法の選択制度）
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳	認められていません。	認められています。
特別償却・割増償却	認められていません。	認められています。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（1円）
中小企業者の少額資産の損金算入の特例	金額に関わらず、認められていません。 （申告が必要です）	認められています。

※ なお、償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の所有状況を1月31日（今年度は平成27年2月2日（月））までに、その所在地の市町村長に申告していただくこととなっています。

該当資産がある方は、課税課固定資産税係へ申告書の提出をお願いします。

また、本市では、申告内容の確認の調査を順次行っていますので、調査の際はご協力をお願いします。